

特定事業変更許可申請書の記載要領

1 特定事業変更許可申請書（第4号様式）

岐阜市収入証紙 29,000 円分を申請書の正本に貼付してください（白紙に貼付して添付することも可）。

※岐阜市収入証紙は十六銀行岐阜市役所支店（午前9時～午後3時）又はヤマザキショップ岐阜市役所店（午前8時～午後6時）にて購入できます。

2 特定事業変更許可申請書の各項目の記載要領

下記の記載事項のうち、変更許可申請において変更申請を行おうとする事項について、変更前と変更後の内容及び、理由を記載してください。

記載事項	記載要領
特定事業場の位置及び面積	① 特定事業場の位置（所在地）は、代表地番を記載すること。地番は、土地登記簿謄本から記載すること。 ② 特定事業場及び特定事業区域の面積は、実測の求積図及び求積表から算定した面積を記載すること。（平方メートル単位で小数点以下は切り捨て）
特定事業に供する施設の設置計画及び位置	土砂等の搬入路、保安地帯、現場事務所、標識等の施設を明示する図面を添付すること。（現場事務所のための配置計画又は位置を変更する場合は変更許可ではなく、軽微変更届となる。）
特定事業の期間	① 特定事業の施行期間を記載すること。 ② 特定事業場が自己の所有でない場合については、当該土地について借地等の使用権原の明らかな書類の契約期間の範囲内とすること。 ただし、契約期間が更新されていく場合はこの限りでない。 ③ 事業の概要書（事業の目的、事業内容、跡地利用、緊急時の連絡先等を簡潔に記載したもの）を添付すること。（当初の許可申請時に提出した概要書と変更がない、もしくは変更後の特定事業の施行期間が3年を超えない場合は省略可。）
特定事業に供される土砂等の量（軽微な変更該当しないもの） ※一時たい積事業を除く	① 埋立て等の区域外を採取場所とする、土砂等の搬入予定量を記載すること。（立方メートル単位で小数点以下は切り捨て） ② 横断面図、縦断面図を元に作成した、搬入する土砂等の量を積算した計算書を添付すること。
特定事業が施行されている間において、特定事業に供された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために講ずる措置 ※一時たい積事業を除く	1/500程度の平面図等に必要な措置を講じたものを作成すること。
特定事業の完了時における特定事業区域の構造 ※一時たい積事業を除く	特定事業完了時の計画平面図や縦断面図を添付すること。
特定事業に供される土砂等の搬入及び搬出予定量（軽微な変更該当しないもの） ※一時たい積事業	年間の土砂等の搬入、搬出予定量を記載し、計画書を添付すること。（立方メートル単位で小数点以下は切り捨て）
特定事業区域の構造 ※一時たい積事業	土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるもの。
土砂等の採取区分ごとに土砂等を区分するための措置 ※一時たい積事業	1/250程度の平面図及び立面図に記載すること。

3 添付書類

- ① 変更に係る書類及び図面並びに位置図（第4号様式裏面参照）
- ② 現特定事業許可書又は特定事業（一時たい積特定事業）許可書の写し
- ③ 関係法令等許認可書の写し